

資料－２

第６回 後志利別川流域治水協議会

規約について

令和７年２月１７日

後志利別川流域治水協議会 規約

今回変更なし

(設置)

第1条 「後志利別川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、後志利別川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を統轄する。
- 3 会長は函館開発建設部長をもってあてる。
- 4 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 5 協議会を進めていくにあたり、その他の後志利別川流域内関係機関等についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は函館開発建設部次長(河川・道路)をあてる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について協議会へ報告する。
- 6 幹事長は、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(企業、学識経験者等)を参加させることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 後志利別川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、函館開発建設部工務課、渡島総合振興局函館建設管理部事業室治水課に置く。

3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和2年9月23日から施行する。

令和3年3月22日 一部改定

令和4年3月18日 一部改定

令和6年3月 8日 一部改定

別表 1 後志利別川流域治水協議会 構成員

関 係 機 関	構 成 員
函館開発建設部	部 長
檜山振興局	局 長
渡島総合振興局 (建設管理部担当)	副 局 長
せたな町	町 長
今金町	町 長
渡島森林管理署	署 長
森林整備センター 北海道水源林整備事務所	所 長
狩場利別土地改良区	理 事 長
函館地方气象台	台 長
北檜山市街地町内会	会 長
今金連合町内会	会 長
田代地区連合自治会	会 長

別表2 後志利別川流域治水幹事会 構成員

関 係 機 関	構 成 員
函館開発建設部	次長(河川・道路) 工 務 課 長 農 業 開 発 課 長 今金河川事務所長
檜山振興局	地 域 創 生 部 主 幹 (危機対策 兼 社会資本) 農 村 振 興 課 長 林 務 課 長
渡島総合振興局 (建設管理部担当)	治 水 課 長
せたな町	総 務 課 長 建 設 水 道 課 長 農 林 水 産 課 長
今金町	く ら し 安 心 課 長 公 営 施 設 課 長 農 林 振 興 課 長 国営農地再編推進室長
渡島森林管理署	総 括 治 山 技 術 官
森林整備センター 北海道水源林整備事務所	次 長
狩場利別土地改良区	参 事
函館地方气象台	防 災 管 理 官